

九重町告示第45号

九重町省エネ家電製品購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

九重町長 日野 康志

九重町省エネ家電製品購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、エネルギー消費性能に優れた家電製品の導入を推進することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民のエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、CO₂の排出量を低減させ、地球温暖化防止に寄与することを目的に、予算の範囲内で九重町省エネ家電製品購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、九重町補助金交付規則(昭和63年九重町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1) 冷蔵庫 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「施行令」という。)第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。

(2) エアコン 施行令第18条第2号に定めるエアコンディショナーをいう。

(3) 照明器具 施行令第18条第3号に定める照明器具をいう。

(4) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(5) 省エネ基準達成率 J I S (産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。次号において同じ。)C9901の省エネルギー基準達成率をいう。

(6) 最新の目標年度 J I S C 9 9 0 1 の目標年度のうち、冷蔵庫の場合は2021年度、エアコンの場合は2027年度(壁掛形)又は2029年度(壁掛形以外、マルチタイプ)、照明器具の場合は2020年度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の申請の時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がないこと（同一世帯員を含む。）。
- (3) 「法」第2条第2号から第6号までに該当するものでないこと。
- (4) 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。

（対象省エネ家電製品）

第4条 補助の対象となる省エネ家電製品（以下「対象省エネ家電製品」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する新品の家電製品で、購入日時点で新品であるもの。
- (2) 前号の家電製品で、最新の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上であるもの。
- (3) 国又は他の地方公共団体が行う他の補助制度から補助を受けた家電製品でないもの。
- (4) 第7条第2項に規定する日以後に購入したもの
- (5) 自ら居住する本町の区域内に存する住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）のうち、居住の用に供する部分に設置するものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち省エネ家電の本体の購入に要する経費（設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、クーポンを利用した場合は、割引後の購入に要する経費とする。なお、エアコン及び冷蔵庫は本体購入に要する経費が1台あたり50,000円以上、LED照明器具は複数購入可能とするが、1台あたり5,000円以上のものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が次の各号に掲げる額を超えるときは、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) エアコン 町内店舗の場合は60,000円、町外店舗の場合は40,000円
 - (2) 冷蔵庫 町内店舗の場合は60,000円、町外店舗の場合は40,000円
 - (3) LED照明器具 町内店舗の場合は30,000円、町外店舗の場合は20,000円
- 2 前項の(1)及び(3)または、(2)及び(3)の組合せによる購入を可能とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（事前申込み及び抽選）

第7条 申請者は、九重町省エネ家電製品購入費補助金事前申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による事前申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を予定する者（以下「補助金交付内定者」という。）を決定し、九重町省エネ家電製品購入費

補助金交付内定通知書（様式第2号）（以下「交付内定通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 前項の場合において、予算の範囲を超える申込があった場合は、抽選（無作為抽出）により、補助金交付内定者を決定するものとする。

（内定の取消し）

第8条 町長は、補助金交付内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その内定を取り消すものとする。

- (1) 補助金交付内定者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 次条に規定する交付申請を行わないとき。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九重町省エネ家電購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの。ただし、当該書類以外の書類のみによって、当該事項のいずれかを確認することができる場合にあつては、併せてその書類を提出しなければならない。

ア 購入日

イ 購入した店舗又は事業所

ウ 型番

エ 購入費用及びその内訳

- (2) 設置後の写真（エアコン及び冷蔵庫の買換えにあつては、買換え前の家電リサイクル券の写し）

- (3) 申請者の本人確認ができるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

- (4) 申請者本人の振込先口座番号がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード等）

- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請の受付開始日は、町長が別に定める日とする。

- 3 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

（交付の決定等）

第10条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、九重町省エネ家電購入費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

- 2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、九重町省エネ家電購入費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助金交付決定

者」が補助金の交付を請求しようとするときは、九重町省エネ家電購入費補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（協力の要請）

第12条 町長は、補助金交付決定者に対して、補助金に係る省エネ家電の使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第13条 補助金交付決定者は、省エネ家電の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、町長の承認を受けずに当該省エネ家電を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金交付決定者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第14条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）法令、規則又はこの要綱及び町長の指示に違反したとき。
- （4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （5）暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。
- （6）その他町長が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、九重町省エネ家電購入費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。